

北九州地区労連ニュース

2021年8月号 No. 178

連絡先 北九州市小倉北区黄金1-4-9-207号

メール k_roren@ybb.ne.jp 093-921-0747

ホームページ https://kitakyushu-roren.sakura.ne.jp/

解雇・残業代未払い・パワハラ
あきらめないで電話して下さい
秘密厳守 労働相談ホットライン
相談無料

093-921-0747

k_roren@ybb.ne.jp

★平和を考える夏に★

日本がアジア・太平洋戦争に敗北した1945年8月15日から76年が経ちました。日本の侵略戦争が310万人以上の日本国民と、2000万人を超すアジア諸国の人々の命を奪った過去を決して忘れてはなりません。

今年は平和行進、平和のた

め戦争展、にこにこパース

の平和マラソンなど地区労連

も参加する団体の平和の取り

組みが感染防止に気を付けな

が実施されました。

しかし、新型コロナウイルス

スの感染拡大は続いていま

す。新規感染者数が2万5千

人を超え20日時点で緊急事

態宣言の対象地域は東京など

6都府県に福岡県を含め7府

県が追加されました。まん延

防止等重点措置には、愛媛や

鹿児島が追加され16道県に

なりました。

自宅療養を基本とする政府

の無策ぶりが招いた人災とい

うべき状況です。

一方降り続く雨の被害も心

配です。7月号に書いた「平

和を考える夏に」になりました

か？

原水禁世界大会に参加し

(全教北九州 中川 喜久子)

昨年に続きオンラインで開

催された原水禁世界大会に参

加しました。2日の国際会議、

6日のヒロシマデー集会と現

地企画、9日のナガサキデー

集会です。この期間オリンピ

ックのために原爆投下に纏わ

る番組もなく、世界大会で海

外の人とともに改めて核廃絶

を考え合うことができ視聴で

きて良かったと思いました。

ナガサキデーでは高校生平和

大使の発言を聞くことがで

き、大人としてもっと頑張ら

ないといけないと思いまし

た。

全教北九州市教職員組合女

性部では、8月7日(土)、原

水禁世界大会関連企画「核兵

器いらない女性のつどい」を

オンラインで視聴した後、黄

金町商店街に9条守ろうの街

頭宣伝に繰り出しました。毎

年恒例で行っている「ゆかた

で行動」です。浴衣を着せあ

うという交流もかねて始めた

企画で7年目になります。ゆ

かた姿なので宣伝効果が高

く、対話もはずみます。短い

時間でもともに行動すること

が、しっかり自分の記憶にも

残るので大事なとりくみにな

っています。「教え子を二度と

戦場に送らない」固い決意で

す。



雨あがり

この原稿を書いている8月15日の朝は、まさに「雨あがり」。空気は驚くほど冷たく、雲の切れ目から朝日がさし、青空が澄んでいます。雨音の代わりに鳥の声。ツクツクボウシも鳴きはじめました。野良猫がやれやれという感じで歩いています。

でも、テレビをつけると、各地で発生した災害のニュース。詳しい被害の状況はまだまだこれからですが、明日以降も雨が続くとの予報もあり、被害にあわれた方々を思うと、この美しい雨あがりも素直に喜ぶことはできません。また救助や復興作業に携わる方々のご苦労を思うと頭が下がります。

続いてコロナ感染症のニュース。お盆期間中にもかかわらず東京都では前日14日の新規感染者は5000人を超え、福岡は過去3番目の890人。北九州も連日100人を超え、保健所の調査や医療調整も限界が来ています。自宅療養の方も増えていますが、急変の心配もあり、どんなに不安な気持ちで過ごしているでしょう。

そして今日は終戦記念日。色々なことを考えさせられる雨あがりの朝ですが、早く心から晴れる日が来ますように！

(真)

平和ネット 「路上原爆写真」

8月9日14時から小倉駅前で上記の取り組みを行いました。昨年に引き続き2回目です。時折にわか雨などの天候でしたが、15時まで原爆写真等を持つてのスタンディング宣伝をしました。あわせて核兵器禁止条約を批准するように署名活動も行いました。



リレートークでは、「日本政府が核兵器禁止条約を批准するよう、より一層運動を強めなければなりません。」とみなさん訴えていました。



76年前の8月9日9時半頃、小倉の上空でB29が原爆を投下しようとして旋回していたということを想像してみようと、loveFMで述べていたそうです。自分と長崎原爆、自分と核兵器廃絶をみんなが考える日だと思えます。(竹内氏談)



7・21 争議支援連帯行動

3月の郵政ユニオンスト支援行動後に行った「争議支援連帯行動」が7月21日北九州共闘センター竹内議長の呼びかけで行われました。ナショナルセンターの枠を超え解雇・雇止め・パワハラなど会社からの不当な攻撃がかけられている労働者を支援しようと、気温35度を超える猛暑の中、たたかう仲間が30名以上集まりました。



9時に真鶴会館に集合し、北九州地域ユニオン・北九州埠頭前抗議・申し入れ支援行動、全国一般北九州支部・日本交通産業分会ストライキ支援行動と申し入れ、ユニオン北九州・日嶺運輸分会支援行動と申し入れ、最後に全国一般北九州支部・ICES分会前支援集会和申し入れ行動を行いました。

北九州埠頭前抗議支援行動では、永富議長が行動参加の

お礼とこれからのたたかいの支援を訴えました。次に、裁判を闘っている増田さんが、裁判に至る経過と裁判の中で明らかとなった事実について、決意表明を行いました。その後、争議支援行動代表団で本社職員に「争議解決の申し入れ書」を手渡しました。再び本社前で、北九州共闘センター竹内議長、自治労全国一般山岡委員長、ユニオン北九州末永書記長から激励の挨拶がありました。



「第13回にこにこペースの平和マラソン」

全員が猛暑の中完走！

オリンピックは平和の祭典と言われています。

新日本スポーツ連盟は「スポーツは平和とともに」をスローガンに掲げて活動しています。平和でこそスポーツはできます。ゆっくり走りながら、平和をアピールしていくこと「にこにこペースの平和マラソン」を始めて今年で13回目を迎えました。

ゴールに八幡駅前の小伊藤山公園を選んだのは、戦時中ここにあった防空壕に逃げ込んだ300人余りの市民が、防空壕の中で犠牲になったからです。

1945年8月8日の八幡大空襲で、八幡の町は焼け野原になりました。しかし、八幡製鉄所には爆弾は落ちませんでした。市民を狙い撃ちにしたのです。爆弾で焼き尽くされた市内の上空を炎と黒煙

が覆いました。翌、8月9日に原子爆弾を積んだ爆撃機が、小倉の上空に現れて原子爆弾を落とそうとしましたが、厚い雲と黒煙に覆われて目標が定まらず、長崎に投下されました。八幡大空襲の黒煙が小倉の町を覆い隠したともいわれています。



平和記念像

戦後、公選初代の守田通隆（もりたみちたか）八幡市長によって、八幡駅前は平和を願い復興を目指して整備されました。ロータリーの真ん中には平和記念像（女神の像と鳩）があります。また、日本を代表する村野藤吾氏設計の八幡市民会館や美術館、八幡

図書館等や市立病院を造り「文化の拠点」として発展させました。又、社会教育が軽視されていた事を憂い、中央公民館を建て、日本一の公民館活動と称されました。しかしながら、2016年に八幡図書館は閉館され壊されました。中央公民館も壊されました。八幡市民会館は壊されそうになりましたが、反対運動によって残されています。こうした戦後復興の熱い思いが、風化されて無くならないためにもゴールとして選びました。



門司港駅スタート

今年も7月25日（日）午前8時45分に、門司港駅か

ら二ノコースカーと給水スタッフと2名のランナーが約20.4kmを走りました。下曽根駅からは午前9時に、給水スタッフと1名のランナーが約17kmを走りました。八幡駅からは午前9時に、洞海湾を一周して給水スタッフとランナー3名が約20.5kmを走りました。そして折尾駅からは午前10時半に、給水スタッフとランナー3名が約8.4kmを走りました。



黒崎駅前

その他、自宅から9kmを走って参加したランナーや、自宅から歩いて参加した方もいました。

小伊藤山公園には、12時過ぎに全員がゴールして、参加者全員に参加証の贈呈、神

田 孝県連盟理事長の挨拶を受け、慰霊塔の前で集合写真を撮って散会しました。

この日の気温は29℃で、風も強く蒸し暑い日でした。門司港駅と下曽根駅スタート組は途中、小倉の勝山公園で合流して走りました。また、八幡駅の洞海湾一周と折尾駅スタート組は途中、偶然にも黒崎駅前で合流して一緒に走りました。今回の参加者はスタッフ6名、ランナー10名、ウォーク1名の合計17名になりました。



労働法コラム 第79回

コロナ禍での在宅勤務の導入について



黒崎合同法律事務所

朝隈 朱絵 弁護士

1 コロナ禍で、在宅勤務を行う方が急増しており、今後も、その傾向は強くなるでしょう。今回は、在宅勤務を行うにあたって問題となりそうなことを検討したいと思います。

2 在宅勤務の際、パソコン等の通信機器の購入・設置費用、通信費、宅配便送料、電話代等、これまでにない出費が生じた場合、これらの費用を会社に請求できるでしょうか。

この問題については、在

宅勤務が会社の業務指示による場合、会社の業務に従事するために必要な上記のような費用は、使用者負担とすべきであるので、会社に請求することができません。

この点を曖昧なままにしてテレワークの導入をし、一旦労働者側で立て替え払いをして、後日、使用者に請求したら払ってもらえなかった・・・というようなトラブルにならないように、使用者との間で、事前に、費用負担について明確にしておく必要があります。なお、労働者に情報通信機器、作業用品その他の負担をさせる定めをする場合には、その旨を就業規則に規定しなければならいこととされています(労基法89条5号)。

3 在宅勤務の場合、時間管理は誰が行うのでしょうか。

使用者は、労働時間を適正把握する義務があり、「労働時間の適正な把握のため

に使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」(2017年1月20日厚労省策定)に基づいて適切に労働時間を管理しなければなりません。

在宅勤務の場合も例外ではなく、使用者に時間管理義務があり、パソコン使用时间等の客観的な記録を確認することを原則とし、Eメール等により懈怠管理を行うこととなります。

4 在宅勤務の場合、長時間労働になりがちですが、これを避けるための対策はあるのでしょうか。

長時間労働に陥ることを防止するため、使用者は、①時間外、休日または深夜における従業員へのメール送付を自粛すること、②外部のパソコン等から深夜・休日は社内システムへアクセスできないように設定すること、③時間外・休日・深夜労働を原則禁止すること、④長時間労働が生じるおそれのある従業員や、休

日・深夜労働が生じた従業員に対して、労働時間の記録や労務管理システムを活用して注意喚起を行うこと、などの措置をとることが必要です(厚労省「テレワーク導入のための労務管理等Q&A集」)。

5 最後に

コロナ禍で、在宅ワーク等、これまでにないスタイルの働き方が増えてきており、これに伴い、前例のないようなトラブルも生じてくるかもしれません。お困りごとがあれば、お気軽に、当事務所までご相談ください。



北九州埠頭地位確認請求事件
第6回期日
7月28日(水) 10時30分から福岡地裁小倉支部で標記裁判が開かれました。今回もラウンドで傍聴はできませんでした。その後、弁護士会館で報告集会を支援者20名と行いました。

永富議長が暑い中傍聴に参加した支援者への感謝と増田さんを職場に戻す決意、引き続きの支援を訴えました。

その後、藤本弁護士、迫田弁護士からラウンドでの審議内容について話がありました。

増田さんから、この裁判で裁判官に理解してもらいたい二つの点の訴えがありました。最後に傍聴参加のお礼と勝利までたかう決意が述べられました。

